

令和8年度修学生スプリングセミナー等事業業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、令和8年度修学生スプリングセミナー等事業業務委託について、次の条項のとおり委託契約を締結する。

（委託する業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- （1）委託業務名 令和8年度修学生スプリングセミナー等事業業務
- （2）実施期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- （3）実施方法 別添「令和8年度修学生スプリングセミナー等事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（委託業務の実施）

第2条 乙は、前条の委託業務を履行するに当たっては、仕様書及び甲の指示に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託料）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は金_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____千円）を超えない額とする。

（契約保証金）

第4条 _____

（委託料の支払）

第5条 甲は、委託業務が終了し、第7条の規定による通知をした後に、乙からの請求により、適正な請求書の受理後30日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認められるときは、乙の請求により委託料の90%を超えない金額を概算払をすることができる。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。

（実績報告等）

第6条 乙は、業務を完了したときは、業務完了報告書（様式第1号）及び委託料精算報告書（様式第2号の1及び2号の2）を業務完了の日から30日以内に甲に提出しなければならない。

- 2 この場合において、すでに概算払を受けている時は併せて概算払精算書を添付するものとする。

（検査及び委託料の額の確定）

第7条 甲は、前条の規定により業務完了報告書の提出があったときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合するものと認めたときは、委託

料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(過払金の返還)

第8条 乙は、概算払を受けた委託費が、第7条に規定する委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(再委託の制限)

第9条 乙は、委託事業の達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするとき、あらかじめ文書により甲により申請し、その承諾を得なければならない。

2 乙は、前項による再委託先に第10条及び第11条の規定を遵守させなければならない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、委託業務の実施にあたって知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第1号において準用する同条第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(委託業務の中止等)

第12条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難になったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、直ちに乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、甲乙協議のうえ精算するものとする。

(委託業務の変更)

第13条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、委託業務の遂行に当たって、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(進ちょく状況の報告等)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の進ちょく状況について報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 乙は、前項の規定により委託業務の進ちょく状況について報告を求められたときには、甲が指示する方法、時期及び内容により、これを報告しなければならない。

3 乙は、甲からの指示がある場合には、定期又は随時に打合せ会議を開催しなければならない。

(事故発生時の報告)

第 16 条 乙は、委託業務を実施するに当たり、常に事故の防止に努めるとともに、事故の発生を知ったときは、その事故発生の原因のいかんを問わず、直ちにその旨を甲に報告し、かつ応急措置を講じ、遅滞なく事故の報告書及び今後の対策方針を甲に提出しなければならない。

2 前項の場合において、甲は、公益上特に必要があると認めるときは、当該事故の内容を公表するものとする。

(帳簿等)

第 17 条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から 5 年間保存するものとする。

(改善の指示等)

第 18 条 甲は、委託業務の実施について改善する必要があると認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(甲の解除権)

第 19 条 甲は、乙に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 支払いの停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、若しくは特別清算開始の申立てを受けたとき。

(3) 銀行取引を停止されたとき。

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(5) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(6) その他この契約の目的を達成することができないと甲が判断したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙が既に委託業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する委託料を乙に支払い、その引渡しを受けることができる。

3 乙は、第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合においては、委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。

4 甲は、乙が前項の違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息を請求することができる。

5 第 1 項の規定によりこの契約が解除されたことによって乙又は第三者に生じた損害については、甲は賠償の責めを負わないものとする。

6 第 3 項の違約金は、第 21 条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(乙の解除権)

第 20 条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙が既に業務の一部を履行しているときは成果品を納品し、その履行部分について甲の検査を受け、当該検査に合格した部分に相応する委託料を甲に請求することができる。

(損害賠償)

第 21 条 甲は、第 19 条第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙に対してその賠償を請求することができる。

2 この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(疑義の処理)

第 22 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6
 茨城県知事 大井川 和彦

乙

特 約 事 項

（基本的事項）

第 1 乙は個人情報の重要性を確認し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 乙は、この契約による業務に関して知りえた個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第 3 乙はこの契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第 4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（不要情報の廃棄）

第 5 利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から 5 年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

（個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止）

第 6 委託業務を実施するため収集・作成した個人情報は、委託業務を実施するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。また、個人情報を取り扱う機器の操作ミス等を防ぐためのソフトウェアを導入するなど、予め個人情報漏洩を防止する対策を講じること。

（複写及び複製の禁止）

第 7 乙は、この契約による業務を処理するため甲から委託された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第 8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

（資料等の返還）

第 9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。

(立入調査)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時、調査することができる。

(事故報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は委託者である茨城県（実施機関）を、乙は受託者を指す。